

# 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書

## (平成19年度事後評価書)

評価年月日：平成19年8月  
担当部局：公害等調整委員会  
事務局総務課

対象政策	1 公害紛争の処理
政策の概要	公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を設置しない都道府県にあつては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために公害審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。
政策の目標	(1) 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図る (2) 多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う (3) 国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理の促進を図る
関連する施策及び事業	(1) 公害紛争事件の処理 ・ 公害紛争事件の迅速かつ適正な処理 (2) 公害紛争の処理に係る調査研究等 ・ 多様化する公害紛争に対応するための調査研究等 (3) 都道府県公害審査会等との連絡協議 ・ 公害紛争の処理に係る会議の実施等 (4) 公害苦情の処理についての地方公共団体に対する指導等 ・ 公害苦情調査の実施 ・ 公害苦情処理に係る会議の実施等
評価の方法等	実績評価方式により、計画期間（平成18年4月1日～平成19年3月31日）内に実施した所掌事務の処理状況について取りまとめた上で、以下の測定指標によりその政策効果を測り、目標の達成状況について評価を行う。 なお、評価の過程において、政策の目標に係る現状の分析、今後強化すべき事項や見直すべき事項が見いだされた場合には、必要に応じて評価書に記載するものとする。 <b>【主な測定指標】</b> (1) 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況 (2) 上記事件の処理の計画性及び期間 (3) 上記事件における公害の多様化への対応状況

	(4) 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況 (5) 公害紛争の処理に係る会議等の実施状況 (6) 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の処理状況 (7) 公害苦情の処理状況 (8) 公害苦情相談研究会における参加者の理解度等
--	---

**政策の実施  
状況**

**1 公害紛争事件の処理**

平成18年度に公害等調整委員会に係属した事件は、以下のとおりである。責任裁定事件5件及び原因裁定事件1件の計6件が新規に受け付けられ、これらに前年度から繰り越された12件を加えた計18件（調停事件1件、裁定事件16件、義務履行勧告申出事件1件）が18年度に係属した。このうち6件（裁定事件5件、義務履行勧告申出事件1件）が18年度中に終結し、残り12件は19年度に繰り越された。

**【平成18年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の処理状況】**

	事 件 名	処理状況
調停 事件	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	係属中
裁 定 事 件	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	係属中
	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件	終結
	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	係属中
	銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件	終結
	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	終結
	大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	終結
	津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	終結
	横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	係属中
	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	係属中
	渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	係属中
	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	係属中(新規)
	上尾における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	係属中(新規)
	和歌山県美浜町における樺山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	係属中(新規)
	羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	係属中(新規)
	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	係属中(新規)
八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	係属中(新規)	
義務履行 勧告申出 事件	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	終結

このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に係る慰藉料額等変更申請について、新たに受け付けた9件に前年度から繰り越された2件を加えた計11件が平成18年度に係属した。このうち8件が18年度中に終結し、残り3件は19年度に繰り越された。

**(1) 係属した調停事件の処理状況**

平成18年度に係属した調停事件は、伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件の1件

であり、本事件については、18年度中に調停期日の開催などの処理手続を進めた。なお、本事件は、平成17年度に受け付けられ、不法投棄や最終処分場での処分の適否等の問題を巡り社会的にも関心が高い事件である。

## (2) 係属した裁定事件の処理状況

平成18年度に係属した裁定事件の概況は、以下のとおりである。

富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件については、計画審理を進め、事件処理の過程においては専門委員3名を選任したほか、現地調査、現地測定を実施して測定結果を報告書にとりまとめ、専門的論点について詳細かつ高度な検討を加えた専門委員報告書を作成し、これらに基づき、魚類についてはダムからの排砂によって漁獲量の減少が生じていることは認められないが、養殖ワカメについては、収穫の不振が認められるとして、因果関係を一部認める裁定を下し、終結した。事件の処理期間は、約2年8か月である。なお、本事件は公害紛争処理制度に特有のものである公害紛争処理法第42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託制度が初めて活用された事件であることから、公害等調整委員会委員長は、裁定と同日、今後の嘱託制度の活用に向け談話を発出した。

銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件については、審問期日の開催、現地調査の実施等の裁定手続を進め、申請人からの申請は理由がないものとし、棄却の裁定を下し、終結した。事件の処理期間は、約1年10か月である。

伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件については、審問期日の開催、現地調査の実施等の裁定手続を進めてきたところ、申請人から本申請を取り下げる旨の申出があり、終結した。事件の処理期間は、約1年である。

大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件及び津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件については、それぞれ審問期日の開催などの裁定手続を進めたが、両事件ともに、公害紛争処理法に規定する「公害に係る被害」についての紛争に該当しないとして申請を却下する決定をし、終結した。事件の処理期間は、ともに約1年である。

そのほかの平成19年度に繰り越された12件についても、18年度中に調停期日の開催、現地調査の実施、専門委員の任命などの処理手続を進めた。なお、係属中の事件のうち、神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件は、申請人が、申請人が受けた健康被害等の原因は旧日本軍が所有していた毒ガス原料に含まれる有機ヒ素化合物であると主張しており、社会的注目度の高い事件である。

## (3) 係属した義務履行勧告申出事件の処理状況

平成18年度に係属した義務履行勧告申出事件は、深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件の1件であり、本事件については、申出人及び被申出人から事情を確認するなどの手続を進めた結果、義務履行勧告をしない決定をし、終結した。事件の処理期間は約1年である。

## 2 公害紛争の処理に係る調査研究等

### (1) 公害紛争処理制度に関する取組

公害等調整委員会では、多様化する公害紛争に対応するため、公害の態様に関する調査、公害紛

争や公害苦情に対する適切な解決方法の研究等を行っている。

平成18年度には、平成19年3月13日に、内山巖雄京都大学大学院教授による「アスベストによる健康リスクと今後の対応」と題する講演を実施するなど、公害等調整委員会内での勉強会を計3回開催した。

また、全国の審査会等の委員、事務局職員を対象とした会議、公害苦情相談員等を対象とした会議においても、講演や事例研究等を行った（詳細は3. (2)及び4. (2)参照）。

## (2) 仲裁の活性化に関する取組

公害等調整委員会では、近年、仲裁制度の活性化についての検討を行っている。

地方における公害紛争処理制度の利用状況を見ると、審査会等では公害紛争処理手続の3つの手続（あっせん、調停及び仲裁）のうち、調停の利用が圧倒的多数を占める（詳細は3. (1)参照）。一方、公害等調整委員会では、近年裁定が多く利用されている（詳細は1. (1)参照）状況をかんがみると、審査会等において裁断型の紛争解決を実施する潜在的なニーズは高いと考えられる。このような状況を踏まえ、公害等調整委員会では、審査会等でも行うことができる裁断型の紛争解決手段である仲裁手続に着目し、公害紛争処理制度における仲裁の活性化を図るべく、その研究・調査を行っている。平成18年度には、仲裁法（平成15年法律第138号）の制定に関与した学者等を講師として勉強会、講演を計3回開催した。また、ADR（裁判外紛争解決手続）先進国である米国の諸機関から、仲裁に関するヒアリングを行った。

## 3 都道府県公害審査会等との連絡協議

### (1) 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の処理の概況

平成18年度中に審査会等に係属した公害紛争事件は、以下のとおりである。調停事件30件及び義務履行勧告申出事件2件が新規に受け付けられ、これらに前年度から繰り越された47件（すべて調停事件）を加えた計79件が18年度に係属した。このうち35件が18年度中に終結（調停成立13件、調停打切り19件、調停申請取下げ2件、勧告をしない決定1件）し、残り44件は19年度に繰り越された。

平成18年度に受け付けた調停事件30件について見ると、主に以下の特徴が挙げられる。

#### ① 公害の種類

申請人から主張されている典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害）の種類数は、1件当たり平均2種類となっている。また、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化のような典型7公害以外の生活環境悪化の要因を典型7公害と併せて主張するものも多く、紛争の一体的、総合的な解決を求める事件が目立っている。

#### ② 被害の態様

被害の態様は、感覚的・心理的被害を訴えるものが23件、健康被害を訴えるものが15件、財産被害を訴えるものが10件となっている（重複集計）。また、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）が5件となっている。

#### ③ 発生源の態様

加害行為とされる主な事業活動の種類は、廃棄物・下水等処理関係が3件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が9件、製造・加工業関係が14件、その他が4件となっている。

なお、その他の内訳は、民家に関する事件が2件、ホテルに関する事件及び飲食店に関する事件が各1件となっている。このように、近年では被害の発生源とされるものが多岐に渡っている。また、発生源側の当事者として国、地方公共団体、公団等が当事者に含まれる事件が5件係属している。

## (2) 公害紛争処理に係る会議の実施

審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」を平成18年6月15日及び16日に開催し、小林康彦財団法人日本環境衛生センター理事長による「産業廃棄物に関する制度と課題」と題する講演等を行い、活発な意見と情報の交換を行った。また、都道府県の担当者を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」を10月中旬から11月上旬にかけて、都道府県の公害紛争処理主管課長を対象とした「全国公害紛争処理主管課長会議」を平成19年1月25日及び26日に開催した。

その他、審査会等から公害紛争事件の受付及び処理状況の報告を聴取し、公害等調整委員会における事件の処理状況と併せて、整理及び分析し、審査会等に対して情報提供を行うとともに、審査会等からの事件処理の進め方に関する相談等に適宜対応した。

## 4 公害苦情の処理についての地方公共団体に対する指導等

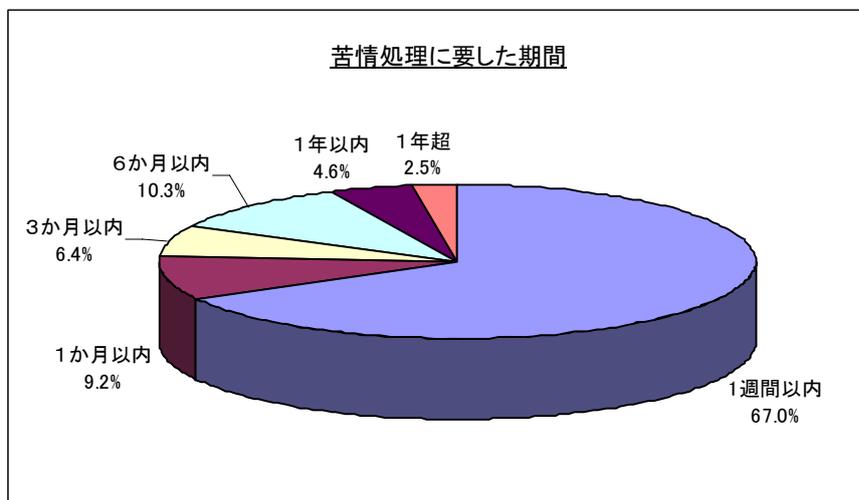
### (1) 公害苦情調査の実施

全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の受付状況や処理状況を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、毎年度「公害苦情調査」を実施している。平成17年度公害苦情調査については、18年12月に結果を公表するとともに、報告書を都道府県、市町村及びその他の関係機関に配布した。

平成17年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情は、以下のとおりである。95,655件（前年度に比べて1,334件（1.4%）の増加）が新規に受け付けられ、これらに前年度から繰り越された6,013件を加えた101,668件が、17年度に取り扱われた。

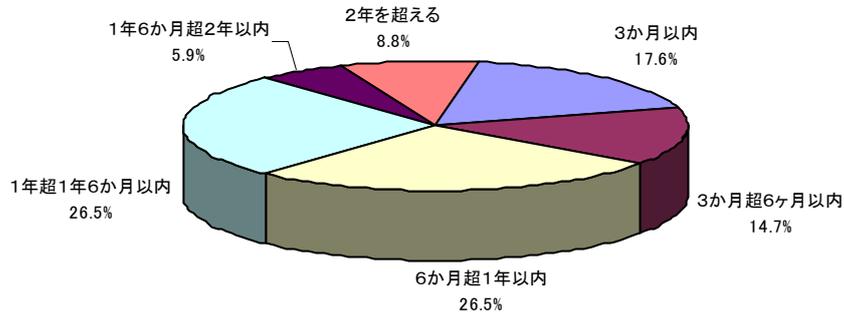
このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、平成17年度に公害苦情相談窓口で直接処理した苦情の件数（直接処理件数）は87,861件で、取扱件数に占める割合は86.4%である。

また、典型7公害の直接処理件数（62,416件）のうち、76.2%（47,553件）が苦情申立てから1か月以内に処理されている。



	<p><b>(2) 公害苦情処理に係る会議の実施</b></p> <p>都道府県、市区町村の公害苦情相談員等を対象とした「公害苦情相談研究会」を平成18年9月27日から3日間にわたり開催し、公害苦情処理の実例を用いたグループ別研究等を行うとともに、レビン小林久子九州大学助教授による「苦情相談における調停的解決技法について」と題する講演を行った。また、人口10万人以上の市及び特別区の公害苦情相談員・苦情処理担当者を対象とした「公害苦情相談員等ブロック会議」を10月中旬から11月上旬にかけて開催し、公害苦情処理に関する情報及び意見の交換等を行った。</p> <p>その他、地方公共団体からの公害苦情処理に関する相談等に適宜対応した。</p>
<p><b>測定指標の状況</b></p>	<p><b>【測定指標(1)、(2)及び(3)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた6件（責任裁定事件5件、原因裁定事件1件）に前年度から繰り越された12件を加えた計18件（調停事件1件、裁定事件16件、義務履行勧告申出事件1件）である。このうち6件（裁定事件5件、義務履行勧告申出事件1件）が18年度中に終結し、残り12件は19年度に繰り越された。</li> <li>・ 上記終結事件（6件）の平均処理期間は、大規模な事件の処理を含んでいたものの、約1年5か月であった。</li> <li>・ 上記係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。</li> <li>・ 上記の処理状況について見ると、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考える。</li> </ul> <p><b>【測定指標(4)及び(5)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害等調整委員会内での勉強会を開催したほか、「公害紛争処理連絡協議会」や「公害苦情相談研究会」等の各種会議を開催し、また、その中で、公害紛争処理に係る講演、事例研究等を実施した。</li> <li>・ 公害紛争処理制度における仲裁の活性化を図るため、勉強会、講演の開催、ADR先進国である米国の諸機関のヒアリングの実施などの研究・調査を行った。</li> </ul> <p><b>【測定指標(6)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた調停事件30件及び義務履行勧告申出事件2件に前年度から繰り越された調停事件47件を加えた計79件である。このうち35件が18年度中に終結し、残り44件は19年度に繰り越された。</li> <li>・ 終結した34件の調停事件には、①主張される公害の種類複合化、②被害の発生源が多岐に渡っていること、③おそれ公害事件の係属、④国、地方公共団体、公団等が当事者に含まれる事件の係属などの態様が見られるほか、約6割の事件が1年以内に終結している。</li> <li>・ 過去に調停成立した事件において締結された調停条項の実施を求めた義務履行勧告申出事件が2件見られ、紛争解決の実効性の確保のためにも公害紛争処理制度が活用されている状況がうかがえる。</li> </ul>

都道府県公害審査会における調停事件の処理期間



【測定指標(7)】

- 平成17年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情処理件数は、新規に受け付けた95,655件（前年度に比べて1,334件（1.4%）の増加）に前年度から繰り越された6,013件を加えた101,668件である。
- このうち、87,861件（処理件数の86.4%）が平成17年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（62,416件）のうち、76.2%（47,553件）が苦情申立てから1か月以内に処理されている。

【測定指標(8)】

- 公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度100%、理解度97%となり、設定した目標を達成できた。

○参考度

1 とても参考になった	39人
2 参考になった	29人
3 あまり参考にならなかった	0人
4 参考にならなかった	0人
5 分からない	0人

○理解度

1 よく理解できた	23人
2 理解できた	43人
3 あまり理解できなかった	2人
4 理解できなかった	0人
5 分からない	0人

(注) 参考度＝「とても参考になった」＋「参考になった」  
理解度＝「よく理解できた」＋「理解できた」

評価の結果

測定指標の状況から、公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の適切な処理、多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用が図られており、目標(1)及び(2)は達成されていると言える。また、国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理が促進されており、目標(3)は達成されていると言える。

以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。

なお、仲裁については、特に都道府県公害審査会等において裁断型の紛争解決を実施する潜在的な

	ニーズは高いと考えられることから、公害紛争処理制度を所管する公害等調整委員会においては、その活性化を図るための方策を準備することが必要である。
学識経験を有する者の知見の活用	<p>平成19年3月12日に「平成18年度公害等調整委員会政策評価懇談会」を開催し、公害等調整委員会の業務の状況について学識経験者の意見を聴取し、今後の業務の改善に役立てることとした。主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害等調整委員会は知名度が低いので、PRが重要課題である。パンフレット等で公害等調整委員会の利点をアピールするなどの工夫が必要</li> <li>・ 都道府県公害審査会等の委員の能力向上のために、研修等を行うことが有効である</li> </ul>
評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種会議における諸資料</li> <li>・ 各事件の処理経過等に関する諸資料</li> <li>・ 「平成17年度公害苦情調査結果報告書」</li> <li>・ 「平成18年度公害等調整委員会年次報告」</li> </ul>

# 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書

## (平成19年度事後評価書)

評価年月日：平成19年8月  
担当部局：公害等調整委員会  
事務局総務課

対象政策	2 土地利用の調整
政策の概要	公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。
政策の目標	(1) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整を図る (2) 土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る
関連する施策及び事務事業	(1) 鉱区禁止地域の指定 ・ 鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理 (2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定 ・ 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の迅速かつ適正な処理 (3) 土地収用法に基づく意見の申出等 ・ 土地収用法に基づく適切な意見の申出等
評価の方法等	実績評価方式により、計画期間（平成18年4月1日～平成19年3月31日）内に実施した所掌事務の処理状況について取りまとめた上で、以下の測定指標によりその政策効果を測り、目標の達成状況について評価を行う。 なお、評価の過程において、政策の目標に係る現状の分析、今後強化すべき事項や見直すべき事項が見いだされた場合には、必要に応じて評価書に記載するものとする。 <b>【主な測定指標】</b> (1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間 (2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況 (3) 上記裁定事件の処理の計画性及び期間 (4) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間
政策の実施状況	<b>1 鉱区禁止地域の指定</b> 平成18年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件はない。 なお、本制度が施行された昭和26年1月から平成18年度末までに指定した鉱区禁止地域は、242地域（総面積670,808ヘクタール）となっている。 <b>2 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定</b> 平成18年度に公害等調整委員会に係属した鉱業等に係る不服の裁定事件は、前年度から繰り越された4件であり、このうち2件が18年度中に終結し、残り2件は19年度に繰り越された。

(1) 平成18年度に係属した不服の裁定事件

事 件 名	処理状況
愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件	係属中
徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	認容
鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	係属中
徳島県阿南市横見町地内の農地転用不許可処分に対する取消裁定申請事件	却下

(2) 係属した不服の裁定事件の処理状況

平成18年度中に終結した2件の不服の裁定事件（徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定事件（平成17年（フ）第3号事件）及び徳島県阿南市横見町地内の農地転用不許可処分に対する取消裁定申請事件（平成18年（フ）第1号事件））については、2つの事件が関連するものであるとして、平成17年（フ）第3号事件の第3回期日、平成18年（フ）第1号事件の第1回期日において両事件を併合して審理を行うこととし、計7回の審理期日の開催などの審理手続を進め、平成19年2月2日付けでそれぞれ、平成17年（フ）第3号事件については認容、平成18年（フ）第1号事件については申請を却下する裁定を下し、終結した。事件の処理期間は、それぞれ約1年6か月、約1年である。

上記申請却下の裁定は、処分庁の不許可理由が、農地法固有の見地からの判断事項であり、公害等調整委員会が裁定すべき「鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの」に該当せず、不適法な申請であるとの判断を示したものである。そもそも公害等調整委員会が不服事件の裁定にあたる意義は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益や他産業との間における土地利用の調整について判断することであり、今回裁定を行ったことにより、改めて土地利用調整制度における公害等調整委員会の役割が明確になったと言える。

そのほか平成19年度に繰り越された、愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件外1件について、審理期日の開催などの手続を18年度中に進めた。

**3 土地収用法に基づく意見の申出等**

平成18年度に公害等調整委員会に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規に受け付けた事案が8件あり、これらに前年度から繰り越された12件を加えた計20件である。公害等調整委員会では、審査請求人及び処分庁の主張の整理、証拠資料による事実確認等により審理手続を進め、国土交通大臣に対する申出内容を検討した。このうち14件については、18年度中に意見の申出を行い、終結した。事件の処理期間は、平均約8か月である。残り6件は19年度に繰り越された。

なお、新規受付事案のすべてが収用委員会の裁決を不服とするものであった。

測定指標の状況

【測定指標(1)】

- 平成18年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件はない。

【測定指標(2)及び(3)】

- 平成18年度に係属した不服の裁定事件4件のうち2件については、それぞれ約1年6か月、約1年で終結し、残り2件は19年度に繰り越された。
- 上記の処理状況を見ると、終結した2件の事件について公正中立かつ専門的な第三者機関として審理に基づき手続にあたり、事実関係を詳細に認定・判断した結果、1件については申請を認容し当該処分を取り消し、1件は、申請を却下している。また、両事件の係属の初期段階において、両

	<p>事件が関連するものであるとして併合して審理を行ったことで、個別に審理を行った場合に比べて手続の重複や事実認定の齟齬などを排除することができ、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。</p> <p><b>【測定指標(4)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度に係属した20件のうち14件については、平均約8か月で終結し、残り6件は19年度に繰り越された。</li> <li>上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</li> </ul>
評価の結果	<p>測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されていると言える。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	<p>平成19年3月12日に「平成18年度公害等調整委員会政策評価懇談会」を開催し、外部有識者の意見を聴取したが、土地利用の調整に係る意見は特段見受けられなかった。</p>
評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各鉱区禁止地域の指定請求事件に関する諸資料</li> <li>各不服の裁定事件についての処理経過等に関する諸資料</li> <li>各意見の申出等事案に関する諸資料</li> <li>「平成18年度公害等調整委員会年次報告」</li> </ul>